

## 亀山市告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年9月29日

亀山市長 櫻井義之

### 第1

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21893

3 路線名 田村23号線

4 供用開始の区間

(1) 起点 田村町字西谷36番1地先

(2) 終点 田村町字西谷6番8地先

5 供用開始の期日 平成27年9月29日

### 第2

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21894

3 路線名 田村24号線

4 供用開始の区間

(1) 起点 田村町字西谷6番13地先

(2) 終点 田村町字西谷6番18地先

5 供用開始の期日 平成27年9月29日

### 第3

1 道路の種類 市道

2 路線番号 41337

3 路線名 鷺山起し2号線

4 供用開始の区間

- ( 1 ) 起点 関町鷺山字起し 4 番 2 7 地先  
( 2 ) 終点 関町鷺山字起し 4 番 2 8 地先  
5 供用開始の期日 平成 2 7 年 9 月 2 9 日

第 4

- 1 道路の種類 市道  
2 路線番号 1 1 2 1 4  
3 路線名 徳原 3 5 号線  
4 供用開始の区間  
( 1 ) 起点 川崎町字貢 1 5 7 7 番 1 地先  
( 2 ) 終点 川崎町字貢 1 5 7 7 番 6 地先  
5 供用開始の期日 平成 2 7 年 9 月 2 9 日